

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

【概要】

平成26年1月22日（水）

雇用均等・児童家庭局

《 目 次 》

1. 平成26年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	1
2. 平成25年度雇用均等・児童家庭局補正予算案の概要	6
3. 平成26年度における「社会保障の充実」（案）について	8
4. 安心こども基金について	12
5. 子育て世帯に対する臨時特例給付措置について	14
6. 待機児童解消加速化プランの推進について	20
7. 放課後児童クラブについて	28
8. 社会的養護の充実について	33
9. 母子家庭等自立支援対策について	36
10. 子どもの貧困対策について	41
11. 児童虐待の現状と対策について	43
12. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について	49
13. 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方について	52
14. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について	55
15. 次世代育成支援対策推進法の改正について	56
16. ファミリー・サポート・センター事業について	57
17. 施策照会先一覧	60

平成26年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

子ども・子育て支援の充実のため、平成26年度の消費税増収分による「社会保障の充実」のうち約3,000億円を充てるなどにより、「待機児童解消加速化」プランの強力な推進、放課後児童クラブの充実、ほか地域の子育て支援の充実を図る。母子保健医療対策の強化、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍促進に向けて、ポジティブ・アクションの取組みを推進するとともに、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

《主要事項》

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童解消などに向けた取組
- 2 母子保健医療対策の強化
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲)

第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍促進
- 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進
- 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

第3(復興関連)東日本大震災からの復興への支援

- 1 被災した子どもへの支援(復興庁計上)
- 2 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興庁計上)

《予算額》

(単位:億円)

会計区分	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	20,018	21,409	1,390	+6.9%
年金特別会計				
子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	657	660	3	+0.5%
労働保険特別会計	88	104	16	+18.6%
労災勘定	3.5	2.9	▲0.7	▲19.1%
雇用勘定	84	101	17	+20.2%
東日本大震災復興 特別会計	34	46	12	+36.5%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

平成26年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実(公費)2,995億円

(保育緊急確保事業2,307億円(内閣府計上)、保育所運営費608億円、児童入所施設措置費80億円)

・小児慢性特定疾患への対応(27年1月~)医療費の義務的経費化:(公費)53億円、

自立支援事業の創設:(公費)4.6億円

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童解消などに向けた取組

(平成25年度当初予算額) (平成26年度予算案)
4,927億円 → 6,580億円

「待機児童解消加速化プラン」を強力に進め「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。

このため、消費税増加分を財源とし、内閣府に計上する「保育緊急確保事業」と合わせて保育の充実を図る。

(1)「待機児童解消加速化プラン」の推進等(一部消費税財源) 6,248億円
(この他内閣府予算681億円)

①保育所運営費の充実による保育所受入児童数の拡大(一部消費税財源)

保育所受入児童数の拡大のために必要な保育所運営費を確保することとし、量拡大については、消費税財源を活用する。

②新制度の先取りとなる小規模保育等の支援(消費税財源による「保育緊急確保事業」(内閣府計上))

保育所と共に保育の受け皿を確保するため、新制度の先取りとなる以下の事業等を支援する。

- ・小規模保育、グループ型保育
- ・家庭的保育(保育者の居宅等で行う保育)
- ・幼稚園における長時間預かり保育
- ・認可を目指す認可外保育施設の運営等への支援
- ・認定こども園(保育所型、幼稚園型)の運営への支援
- ・民有地マッチング事業

③保育士の処遇改善(消費税財源による「保育緊急確保事業」(内閣府計上))

保育を支える保育士確保を図るため、民間保育所の職員の平均勤続年数に応じた賃金改善のための上乘せ額を、通常の保育所運営費とは別に交付し、保育士の処遇改善を図る。また、保育体制の強化のため、保育士の負担軽減を図るための支援者を活用する場合に支援を行う。

④保育を支える保育士人材確保対策

保育士の処遇改善や保育士の負担軽減を図る事業に加え、潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図るため、「安心こども基金」の積み増しを行う。

⑤利用者支援(消費税財源による「保育緊急確保事業」(内閣府計上))

子育て家庭が、そのニーズに応じて、地域の教育・保育施設や子育て支援事業を適切に選択、利用できるよう、身近な場所で必要な支援を実施する。

⑥保育所等の整備の安定的な支援

従来、補正予算により行ってきた保育所等の整備支援について、本体部分(補助率かさ上げ部分を除く)を当初予算により安定的に支援を行うこととし、補正予算(補助率かさ上げ分)とあわせて「安心こども基金」に積み増しする。

⑦多様な保育の提供

保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。

(参考)【平成25年度補正予算案】

○待機児童解消対策と女性の活躍促進

169億円
(安心こども基金)

保育所等の整備(補助率かさ上げ分)を確保するとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への運営費支援(平成25年度分)等を、安心こども基金を積み増し、平成26年度当初予算とあわせて実施する。【所要額666億円】

(2)地域の子ども・子育て支援の推進(消費税財源による「保育緊急確保事業」(内閣府計上))

(内閣府予算362億円)

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業などの新制度に基づき市町村が実施する事業等について「保育緊急確保事業」として先行的に実施し、施策の充実・推進を図る。

- ・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。
- ・子育て支援拠点施設を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業の推進を図る。
- ・家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の推進を図る。
- ・児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を図る。等

保育緊急確保事業

1,043億円
(内閣府計上)

〔対象事業〕

- ・小規模保育運営支援事業
- ・グループ型小規模保育事業
- ・へき地保育事業
- ・幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ・家庭的保育事業
- ・認定こども園事業
- ・保育士等処遇改善臨時特例事業
- ・保育体制の強化
- ・認可移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ・民有地マッチング事業
- ・放課後児童クラブの充実(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て短期支援事業
- ・利用者支援事業
- ・新規参入施設への巡回支援事業

(3) 放課後児童対策の充実

332億円

(この他内閣府予算51億円)

- ①放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続いて利用できるよう、充実を図る。
- ②放課後児童クラブについて、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。
(再掲)(消費税財源による「保育緊急確保事業」(内閣府計上))

2 母子保健医療対策の強化

258億円 → 188億円

(1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化【一部新規】

11億円

妊娠・出産などに関して悩みを持つ方からの相談や情報提供などを行う地域の相談・支援拠点である「女性健康支援センター」に全国統一の電話番号を設けるなど、相談・支援体制を充実するとともに、「不妊専門相談センター」においては、土日の講習会の実施等により相談しやすい環境の整備を図る。

また、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

(参考)【平成25年度補正予算案】

○待機児童対策と女性の活躍促進

169億円
(安心こども基金)

配偶者間の不妊治療に要する費用の助成等を行う。

- ※ 40歳未満の年間助成回数について、現行の初年度3回までから、6回まで助成可能にするとともに、不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成対象範囲等の見直しが円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助する。
【所要額132億円】

(2) 慢性疾患を抱える児童などへの支援【一部新規】(一部消費税財源) 139億円

平成26年通常国会に児童福祉法の一部を改正する法律案を提出し、平成27年1月から、慢性疾患を抱える児童等について、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性疾患を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。併せて、その治療や研究に資する登録管理データの精度向上のための仕組みを構築する。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進 1,921億円→1,878億円

(1) ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

92億円

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するため、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援など総合的な自立支援を推進する。

特に、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等とともに、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や、子どもに対するピア・サポート(当事者等による支援)を伴う学習支援等の推進を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

1,787億円

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

平成26年通常国会に改正法案を提出し、児童扶養手当の公的年金との併給制限を見直し、手当より低額の年金を受給する場合にはその差額分を支給することや、母子寡婦福祉貸付金の貸付対象を父子家庭に拡大すること等、必要な措置を講ずる。

4 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実 989億円 → 1,053億円

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実 1,032億円

① 児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の対応力向上を図るため、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る取組を充実する。

② 家庭的養護の推進(一部消費税財源)

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・支援することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、小規模グループケアやグループホーム等の実施を推進する。

③ 被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターの箇所数の増や退所児童等へのアフターケアを行う事業の箇所数の増を図るとともに、人材確保のため、児童養護施設等で行われる実習の充実や就職の促進を図る。

④ 児童養護施設等の防災対策の推進【新規】

児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

(参考)【平成25年度補正予算案】

○ 児童養護施設等の防災対策の推進 6億円

児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

○ (独)福祉医療機構への政府出資(児童養護施設等の防災対策の低利融資)

4.6億円

児童養護施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部新規】(一部再掲)

59億円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業を実施する。

5 児童手当制度 1兆4,311億円 → 1兆4,178億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲) 73億円 → 88億円

第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

1 企業におけるポジティブ・アクション(女性の活躍促進)の取組促進

6.3億円 → 8.3億円

(1) ポジティブ・アクションの推進【一部新規】 8億円

女性がスキルアップを図りつつ活躍できるようポジティブ・アクションに取り組む企業を支援するため、助成措置を創設するとともに、企業に対する直接的なポジティブ・アクションの取組や情報開示促進の働きかけや、積極的に取り組んでいる企業等の表彰の充実など、役員や管理職への女性の登用拡大に向けたキャンペーンを行う。

また、女性が子どもを産み育てながら、管理職として登用され、活躍できる企業を増やすため、先進的な事例の収集・情報提供を行う。

(2) メンター制度及びロールモデルの普及促進【一部新規】 35百万円

中小企業の女性労働者がネットワークを作り、相互研さんや研修等を実施する仕組み作りを支援するため、ネットワーク参加者に加え、仕事と子育てを両立しつつ管理職として活躍している女性も参加する交流会の開催や、ネットワーク参加者及びネットワーク構成メンバーの所属する企業以外の企業の人事労務担当者や女性労働者等を対象とした公開勉強会の開催などにより、メンター(※1)やロールモデル(※2)の普及・定着支援を行う。

(※1)メンター:後輩から相談を受け、問題解決に向けサポートする人物

(※2)ロールモデル:豊富な職務経験を持ち、模範となる人物

2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進 73億円 → 88億円

(1) 仕事と育児が両立可能な再就職支援事業の実施【新規】 47百万円

託児付き再就職支援セミナー、ブランクのある女性の再就職支援の相談・情報提供を行う「カムバック支援サイト(仮称)」の創設や再就職後のステップアップ雇用管理モデルの普及促進など、育児により一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が職場復帰への不安を解消できるよう再就職に向けた総合的な支援を行う。

(2) 育児休業を取得しやすい環境の整備【一部新規】 2.8億円
育児休業取得後の円滑な復職支援のため、中小企業の労働者の個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン(仮称)」の策定・利用支援等を行う。また、イクメンプロジェクトの拡充等により、男性の育児休業取得促進のための環境整備を行う。

(3) 仕事と子育ての両立支援 84億円
仕事と子育ての両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」による事業所内保育施設設置・運営等支援の拡充を図り、事業主に対する助成制度を充実する。

(参考)【「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)】

○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充 制度要求
現行の施設利用要件である「入所乳幼児数のうち自社で雇用する雇用保険被保険者の労働者の子が利用者の半数以上」を、平成26年1月から「入所乳幼児のうち自社で雇用する雇用被保険者の労働者の子が1人以上、かつ、入所乳幼児数に占める雇用保険被保険者の子の人数が定員の半数以上」に要件緩和する。

(4) 仕事と介護の両立支援【一部新規】 67百万円
介護を行っている労働者の継続就業を促進するため、実証事業を行うことにより、企業及び労働者の具体的課題を把握し、対応策を検討するとともに、シンポジウムの開催等を行う。

(5) テレワークの普及・促進【一部新規】 54百万円
仕事と子育て等の両立が可能となる適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進のため、適切な人事評価等が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証事業の実施、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集の作成・周知を行う。
在宅就業については、適正な契約条件で、安心して在宅就業に従事することができるよう、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催、相談対応等の支援事業を実施する。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進【一部新規】 7.4億円 → 8億円

平成26年通常国会にパートタイム労働法改正法案を提出し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を一層推進する。
また、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援等により、パートタイム労働者の雇用管理改善の取組を推進する。
さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇に積極的な企業の表彰制度の創設など、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の取組推進に向けた機運醸成を図り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等に取り組む。

4 多様な働き方に対する支援の充実(再掲) 1億円 → 1.1億円

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(再掲) 52百万円
短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、ノウハウの提供や制度導入に係るセミナーの実施等を行う。

(2) テレワークの普及・促進(再掲) 54百万円

第3(復興関連)東日本大震災からの復興への支援

1 被災した子どもへの支援【新規】(復興庁計上) 40億円

被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や、子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図る。

2 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興庁計上) 34億円 → 5.7億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

平成25年度補正予算(案)の概要 (雇用均等・児童家庭局)

1. 安心こども基金の積み増し・延長 169億円

※補正予算計上額169億円は、事業の実施に必要な所要額801億円に対し、平成25年度末時点で見込まれる基金の残高632億円を活用した上でさらに必要となるもの。

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等子ども・子育て支援新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援等を、安心こども基金を積み増し、来年度当初予算とあわせて実施する。また、児童養護施設等の小規模化に必要な改修や、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成等を行う。

(1) 待機児童解消加速化プランの推進 (所要額)666億円

平成25・26年度の「緊急集中取組期間」において、約20万人分の保育の受け皿確保をめざし、ハード・ソフト両面から支援を行う。

① 待機児童解消を目指す保育所等の整備

保育の受け皿拡大に向けた保育所等の施設整備や小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等を実施するための改修等を行うため、来年度当初予算とあわせて安心こども基金を積み増し、実施期限を1年延長する。また、地方負担に配慮し、財政力のある団体も含め加速化プランに参加するすべての地方公共団体について、整備費の補助率の暫定的な嵩上げを行う。

② 新制度の先取り事業(小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育、利用者支援)の推進

子ども・子育て支援新制度で実施予定の小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設)や幼稚園における長時間預かり保育(保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育)、利用者支援事業(利用者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての支援を行う事業)の推進を図る。

③ 認可を目指す認可外保育施設への支援

認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対し、基準を満たすための改修費、運営費及び移転費等の支援を行い、移行の促進を図る。

(2) 社会的養護の充実 (所要額)3億円

児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、老朽化した遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入などの環境改善を図る児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業について、安心こども基金を積み増し、実施期限を1年延長する。

(3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実 (所要額)132億円

不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊治療に必要な費用の一部を助成する特定治療支援事業の助成対象範囲を見直し、40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度6回まで助成可能とする。

また、制度の見直しがり円滑に施行されるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備に係る経費を助成する。

2. 児童養護施設等の耐震化等整備の推進 (次世代育成支援対策施設整備交付金) 6億円

今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害等に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の防災対策を推進するため、①地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備、②火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する児童福祉施設(乳児院)のスプリンクラー整備を促進する。

※①の対象施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設

※社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、基金を1年延長し、当該基金残を活用して耐震化等整備の実施が可能。

3. 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

1,473億円

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額1,271億円の給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

平成26年度の社会保障の充実（案）について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成26年度の増収額の見込み5兆円程度^(※)については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合 2分の1 に2.95兆円程度を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

※ 消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。

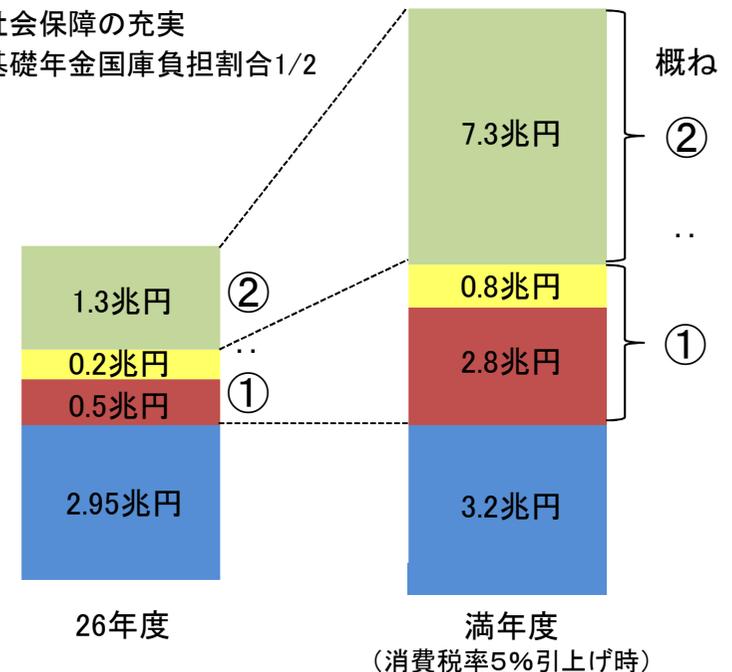
<26年度消費税増収分の内訳>

○年金国庫負担割合 2分の1 （平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む）	2.95兆円程度
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	0.5兆円程度
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.2兆円程度
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う増（自然増）を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	1.3兆円程度

（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



平成26年度における「社会保障の充実」(案)

(単位:億円)

事 項		事 業 内 容	計 (注1)	国分	
				国分	地方分
子ども・子育て支援の充実		待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 (「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施)	2,915	1,348 (注3)	1,568
		社会的養護の充実	80	40	40
		育児休業中の経済的支援の強化	64	56	8
医療・介護の充実	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 (1) 消費税財源の活用による診療報酬の改定 (2) 新たな財政支援制度の創設	900億円程度		
		地域包括ケアシステムの構築 (認知症に係る地域支援事業の充実等)	43	22	22
	医療保険制度改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
		高額療養費制度の見直し	42	37	5
	難病・小児慢性特定疾患への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等	298	126	172
年金制度の改善		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	10	0
合 計			5,000億円程度		

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

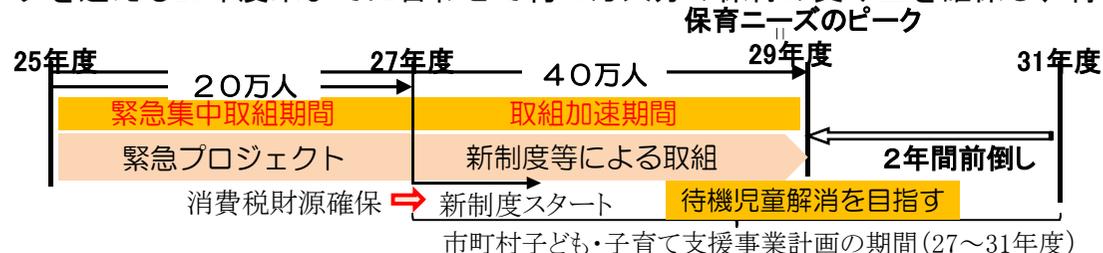
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 「保育緊急確保事業」の国分(1,043億円)は内閣府、保育所運営費の国分(304億円)は厚生労働省で対応。

子ども・子育て支援の充実

I. 「待機児童解消加速化プラン」の推進 所要額(公費) 1,841億円

○子ども・子育て支援新制度の施行(27年度予定)を待たずに、「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。



○消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。(☆はⅡ. 保育緊急確保事業として実施)

- 小規模保育、家庭的保育、幼稚園の長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援 ☆
- 保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保 ■保育士確保対策(処遇改善) ☆ ■利用者支援 ☆ 等

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、別途適切に確保

Ⅱ. 保育緊急確保事業 所要額(公費) 2,307億円(一部再掲:上記Ⅰ以外の事業分1,074億円)

○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、待機児童の多い市町村等が取り組む保育その他の子ども・子育て支援に関する事業を支援(子ども・子育て支援法附則第10条)

1 「待機児童解消加速化プラン」の推進 (上記Ⅰ)

2 新制度に基づく事業の先行的な支援

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

- 地域子育て支援拠点事業 ■一時預かり事業 ■ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童クラブの充実(開所時間の延長の促進(小1の壁の解消)) 等

Ⅲ. 社会的養護の充実 所要額(公費) 80億円

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の推進

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率 1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額の積み増しを行う。

保育の量拡大のための保育所等の整備

- ・保育所緊急整備事業
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・家庭的保育改修等事業(改修費、賃借料補助)
- ・認可化移行総合支援事業(整備費支援(改修費、賃借料補助)等)
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・認定こども園整備費
- ・民有地マッチング事業(都道府県分)
- ・子育て支援のための拠点施設整備事業

保育を支える保育士等確保対策

- ・保育士研修等事業(保育の質の向上のための研修事業等)
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援、保育士・保育所支援センター
- ・認可外保育施設保育士資格取得支援、修学資金貸付
- ・職員用宿舍借上げ支援
- ・保育教諭確保のための併有促進事業
- ・幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等従事者の保育士資格取得支援事業
- ・家庭的保育者等研修事業

※保育緊急確保事業として、処遇改善と保育体制の強化を実施

【参考】 25年度補正予算(案) 169億円

※ 補正計上額169億円は、事業の実施に必要な所要額801億円に対し、平成25年度末時点で見込まれる基金の残高632億円を活用した上でさらに必要となるもの。

「待機児童解消加速化プラン」等を推進するため、基金を積み増し・延長(26年度末まで)

※ 待機児童解消加速化プランに要する経費については、当初予算と一体的に措置。

○「待機児童解消加速化プラン」の推進

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(一部)
- ・小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など、新制度の先取り
- ・認可を目指す認可外保育施設への支援 等

○社会的養護の推進

- ・児童養護施設等の小規模化に必要な改修

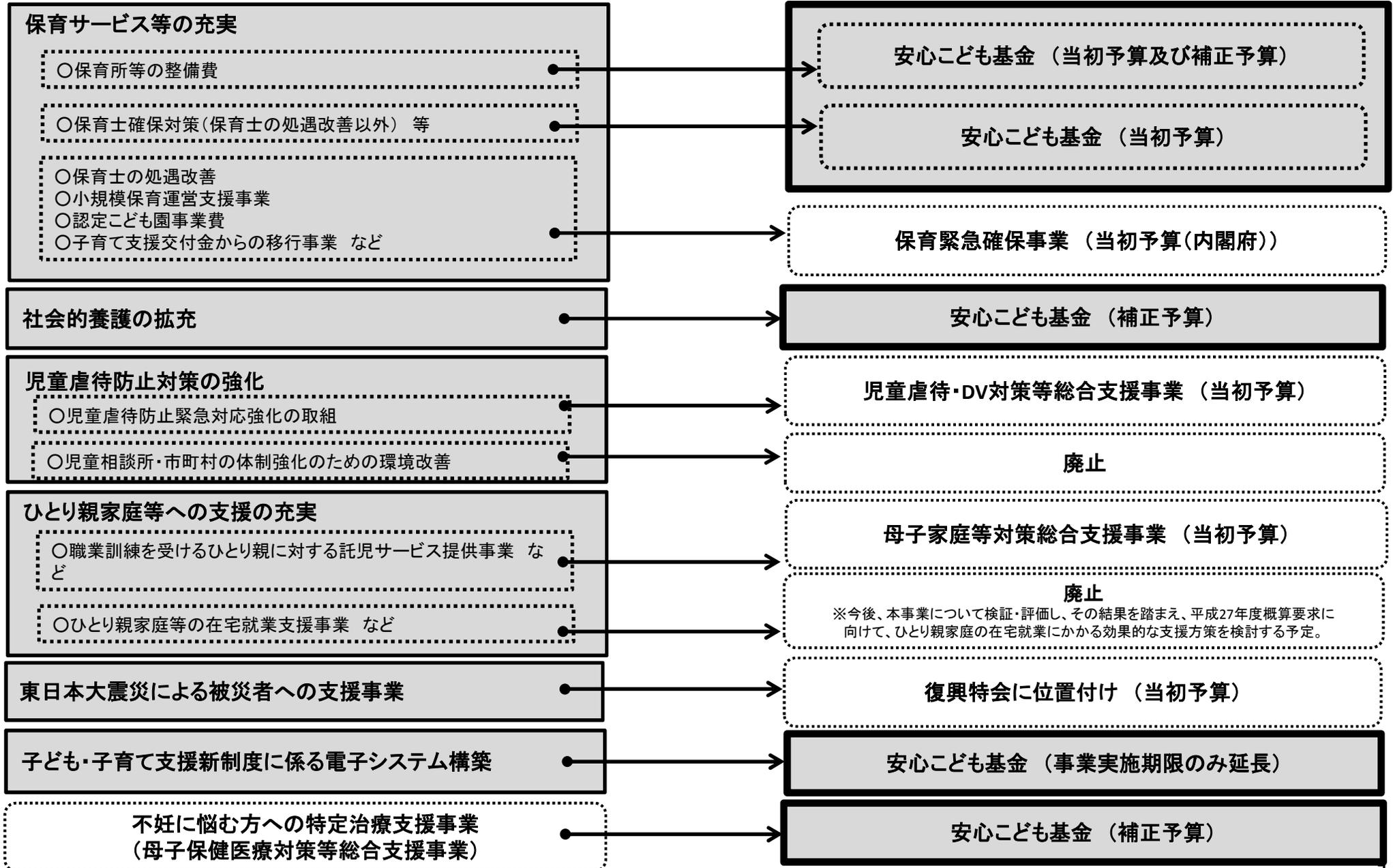
○不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

- ・配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- ・制度の見直しが見直しが円滑に施行されるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備経費を助成

安心こども基金で実施する事業の平成26年度における対応

【 25年度 安心こども基金 主な項目】

【 26年度 】



子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

（１）名称

子育て世帯臨時特例給付金

（２）実施主体

市町村（特別区を含む。）
※ 公務員を含む地域住民に対し、市町村が一元的に支給（児童手当は、公務員の所属庁が支給）

（３）支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

（４）対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

（５）基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

（６）給付額

対象児童一人につき1万円

（７）費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成25年12月5日閣議決定)

第2章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯臨時特例給付金（予算措置等）

経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 1,271億円
- ・ 事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。
 - * 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。

子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係（大まかなイメージ）

子育て世帯



- 対象となる児童の扶養者が、平成26年度分の市町村民税（均等割）を課税されているかどうか



課税

いずれか一方の給付金のみ支給



非課税

中所得者

子育て世帯臨時特例給付金が支給

低所得者

臨時福祉給付金が支給

- 平成26年1月1日における同月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの

※ただし、1月1日に生まれた児童は対象

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童の数に応じて支給

※臨時福祉給付金の対象者は除外

<給付額>

対象児童一人につき1万円

- 平成26年1月1日において市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除外）

- 児童のみならず、これを扶養する者にも支給される

<給付額>

支給対象者一人につき1万円（加算措置の対象の場合、5千円を加算）

※ 生活保護の被保護者等についてはいずれも不支給

給付金の支給手続と公務員分の児童手当を支給する所属庁における事務

支給手続

- 公務員を含む支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給を行う。



- ・各市町村は、公務員の児童手当の受給状況を把握していない。
- ・各市町村では、公務員に申請勧奨する手段がない。

所属庁で実施していただきたい事務

- 市町村における円滑な事務実施のため、公務員分の児童手当を支給する所属庁におかれては、以下の対応をお願いします。
 - ・ 支給対象者を容易に判断できるよう、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所属庁において発行していただきたい。
 - ・ 公務員への申請勧奨は、一義的に所属庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底していただきたい。

簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務実施本部

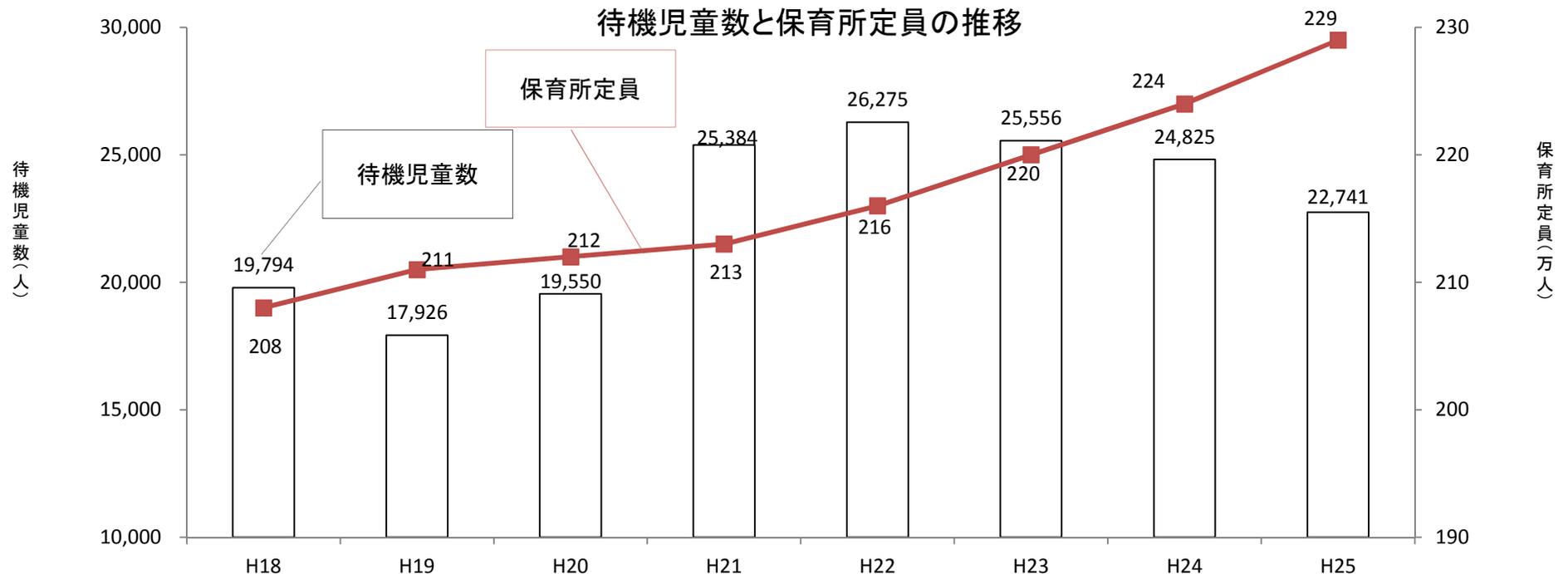
(平成25年10月1日設置・平成25年12月19日改組)

- 「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に関する検討を一体的に進めるため、「簡素な給付措置支給業務実施本部」を「簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務実施本部」へと改組（平成25年12月19日）。

本部長	厚生労働審議官
本部長代理	雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、政策統括官（社会保障担当）
副本部長	大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当） 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当） 大臣官房審議官（老健、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当） 年金管理審議官
構成員	健康局総務課長 雇用均等・児童家庭局総務課長 社会・援護局総務課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課長 老健局総務課長 年金局総務課長 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
事務局	簡素な給付措置支給業務室（室長 社会・援護局総務課長） 子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室（室長 雇用均等・児童家庭局総務課長）

保育所待機児童の現状について

- 平成25年4月1日現在の待機児童数は2万2,741人(3年連続の減少)
 - 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82.0%(18,656人)
 - 平成25年4月1日の定員は前年比48,641人増加、利用児童は前年比42,779人増加
 - 待機児童がいる市区町村数は、340自治体(全体(1742自治体)の約19.5%)
 - 待機児童が50人以上の市区町村は101自治体(95自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加※)
 - 待機児童が100人以上の市区町村は64自治体(全ての自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加※)
- ※平成25年7月31日時点
- 都市部(※)の待機児童が全体の約80.3%(18,267人)
- (※)首都圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)、近畿圏(京都府・大阪府・兵庫県)の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計
- 「待機児童解消加速化プラン」により平成29年度末までに待機児童の解消を目指す



待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

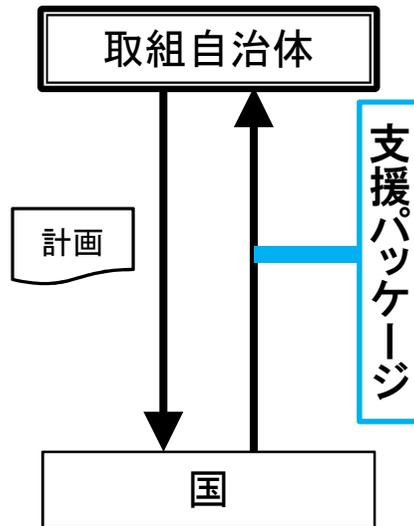
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強かに支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

< 計画の策定 >

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

待機児童解消関連予算（案）

（注）金額は国費ベース

- 26当初予算分(内閣府計上の保育緊急確保事業分も含む): 6,929億円（下線部分の合計）
- 加速化プラン事業について、平成26年度においては、以下の考え方で予算を確保。
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行後は施設型給付・地域型保育給付等に移行することとなる事業と、保育所運営費のうち量拡大分については、消費税増収分により確保。〔青色網掛け部分〕
 - ・ 整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。（安心こども基金等）〔赤色網掛け部分〕

安心こども基金【25補正:169億円、26当初:1,301億円】
 <平成25年度末基金残高見込み:632億円>

◆**保育所等の整備(賃貸方式や国有地も活用)**〔ハコ〕
 [所要額:約1,800億円]
 <保育所等整備費(約13万人分)>
 (※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
 保育所(※)、小規模保育(※)、幼稚園長時間預かり保育(※)、
 家庭的保育(※)、認可外保育施設認可化(※)、
 認定こども園

◆**保育を支える保育士確保**〔ヒト〕 [所要額:約130億円]
 <保育士確保>養成施設卒業者確保、保育士・保育所支援センター
 <資格取得と継続雇用への支援>
 認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付

保育緊急確保事業(内閣府)
 【26当初:1,043億円(うち、プラン分:681億円)】

◆**小規模保育など新制度の先取り等**〔運営費等〕
 【370億円】
 <運営費支援(約6万人分)等>
 小規模保育、グループ型小規模保育、幼稚園長時間預かり保育、
 認可外保育施設認可化、認定こども園
 <利用者支援>
 利用者支援事業

◆**保育士処遇改善**
 【311億円】
 <保育士処遇改善>
 保育士等処遇改善臨時特例事業
 保育体制の強化

◆**保育所運営費**【26当初:4,581億円】

<従来分(25年度までの措置分)>

<26量拡大分(約7万人増)>

【304億円】

◆**この他、事業所内保育施設への支援を実施**【労働保険特別会計(52億円)】
児童育成事業費補助金(延長保育等)【年金特別会計(314億円)】

(参考1)平成24年度予備費において保育所等の整備費、平成25年度予算において保育所運営費でそれぞれ、7万人増分の経費を計上
 (参考2)認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、文科省にて安心こども基金に積み増し。(H25補正:39億円、H26当初:183億円)